

# 妊婦支援給付金の支給について

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、保健師や保育士等がご相談に応じ、必要な支援に繋げます。

また、経済的支援として、妊娠届出後に妊婦1人につき5万円、出産予定日の8週間前の日以降にお子さん(胎児)1人につき5万円を支給します。

## 1. 対象者について

申請日時点で根室市内に住民登録があり、下記要件に該当する方

ア) 妊娠届を提出し、根室市から妊婦給付認定を受けた妊婦

⇒ 妊婦支援給付金(妊娠)

イ) 前号を満たし、胎児(乳児)の数の届出をした妊産婦

⇒ 妊婦支援給付金(妊娠後期・出産)

※ただし、他の市町村で同様の給付金の対象となった方は除きます

## 2. 支給額について

①妊婦支援給付金(妊娠)

妊婦1人につき5万円

(双子の場合でも5万円となります)

②妊婦支援給付金(妊娠後期・出産)

養育するお子さん(胎児)1人につき5万円

(双子の場合は10万円となります)

## 3. 申請方法

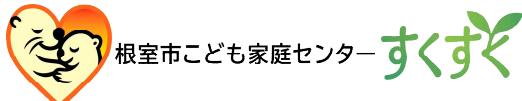
①の対象者の方には、妊娠届出の面談時に申請書をお渡ししますので、申請書に記入し身分証及び通帳(又はキャッシュカード)の写しを添付のうえ、こども家庭センターすくすく(こども支援課)に提出してください。

②の対象者の方には、妊娠後期アンケート送付時に申請書を同封します。アンケートの回答とともに、申請書、身分証及び通帳(又はキャッシュカード)の写しをこども家庭センターすくすく(こども支援課)に提出してください。

## 4. 給付予定日

- ①は、妊娠届出時に実施する面談後となります。
- ②は、妊娠後期アンケート(妊娠8か月・胎児数の届出)提出後、かつ、出産予定日の8週間前の日以降となります。

○お問い合わせ



根室市役所健康福祉部こども支援課

電話 0153-23-6111 (内2123)

